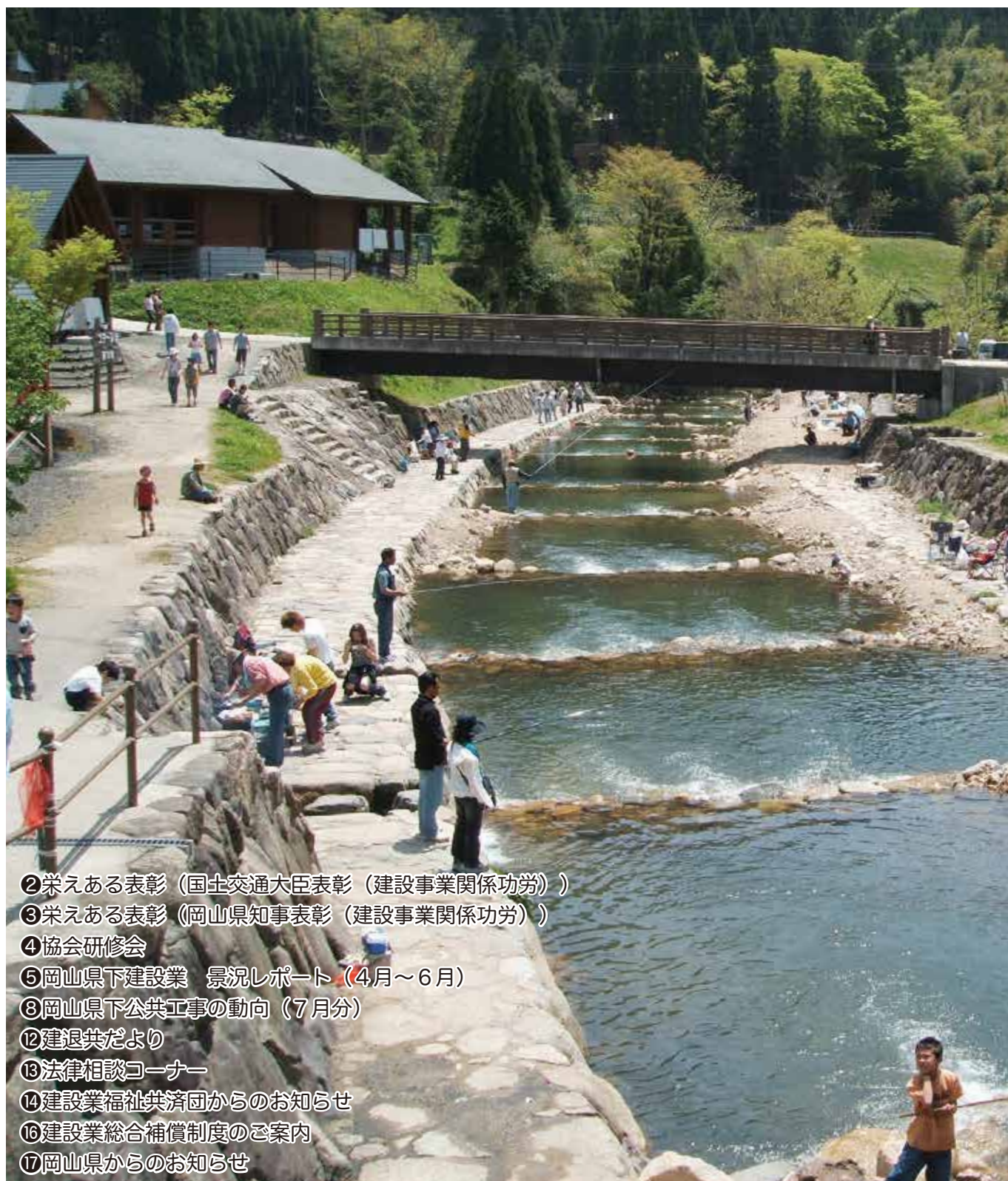


Okakenkyo News Letter

2026
8月
876号

岡山県建設業協会 会報



- ②栄えある表彰（国土交通大臣表彰（建設事業関係功労））
- ③栄えある表彰（岡山県知事表彰（建設事業関係功労））
- ④協会研修会
- ⑤岡山県下建設業 景況レポート（4月～6月）
- ⑧岡山県下公共工事の動向（7月分）
- ⑫建退共だより
- ⑬法律相談コーナー
- ⑭建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑯建設業総合補償制度のご案内
- ⑰岡山県からのお知らせ

トム・ソーヤ冒険村[美作市]（提供：岡山県観光連盟）

**栄えある表彰
国土交通大臣表彰（建設事業関係功労）
荒 木 雷 太 氏**

国土交通省は、長年建設業に従事し、建設事業の推進、業界の発展に寄与した功績が
顕著な個人に対して表彰を行っています。

本年度は、

一般社団法人 岡山県建設業協会 会長

荒 木 雷 太 氏（(株)荒木組 代表取締役会長兼社長）

が、国土交通大臣表彰の栄をになわれ、7月10日（金）に、金子国土交通大臣から表
彰状と記念品を授与されました。

心よりお慶び申し上げます。



荒 木 雷 太 氏

栄えある表彰 岡山県知事表彰（建設事業関係功労） 井田 誠 氏

岡山県は、長年建設業に従事し、建設業の推進、業界の発展の寄与した功績が顕著な個人に対して表彰を行っています。

本年度は、

一般社団法人 岡山県建設業協会 理事

（岡山県建設業協会浅口支部 支部長）

井田 誠 氏 （(株)井田組 代表取締役）

が、岡山県知事表彰の栄をになわれ、7月24日（金）に、笠原岡山県副知事から表彰状と記念品を授与されました。

心よりお慶び申し上げます。



笠原副知事

井田 誠 氏

協会研修会を開催

去る7月13日（月）岡山プラザホテル4階「鶴鳴の間」で協会研修会を開催し、協会役員や会員企業の実務担当者など約180名の方に参加いただきました。

今年度は、「小規模工事に適合した歩掛について」をテーマとし、協会事務局から「小規模工事に適合した歩掛と標準歩掛の適合について」を説明の後、岡山県土木部から「予定価格の適正な設定に向けた取組について」と題し、また、相談員の方から「現場状況に合致した設計変更について」説明があり、活発な質疑応答も行われました。



岡山県下建設業

景況レポート（4月～6月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数）です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. =（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合）×1/2 =（25－30）×1／2 =△2.5
やや良い		15%					
変わらず		45%	—	変わらず	45%		
やや悪い		20%	}	悪	い	30%	
悪	い	10%					
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

I. 岡山県の状況

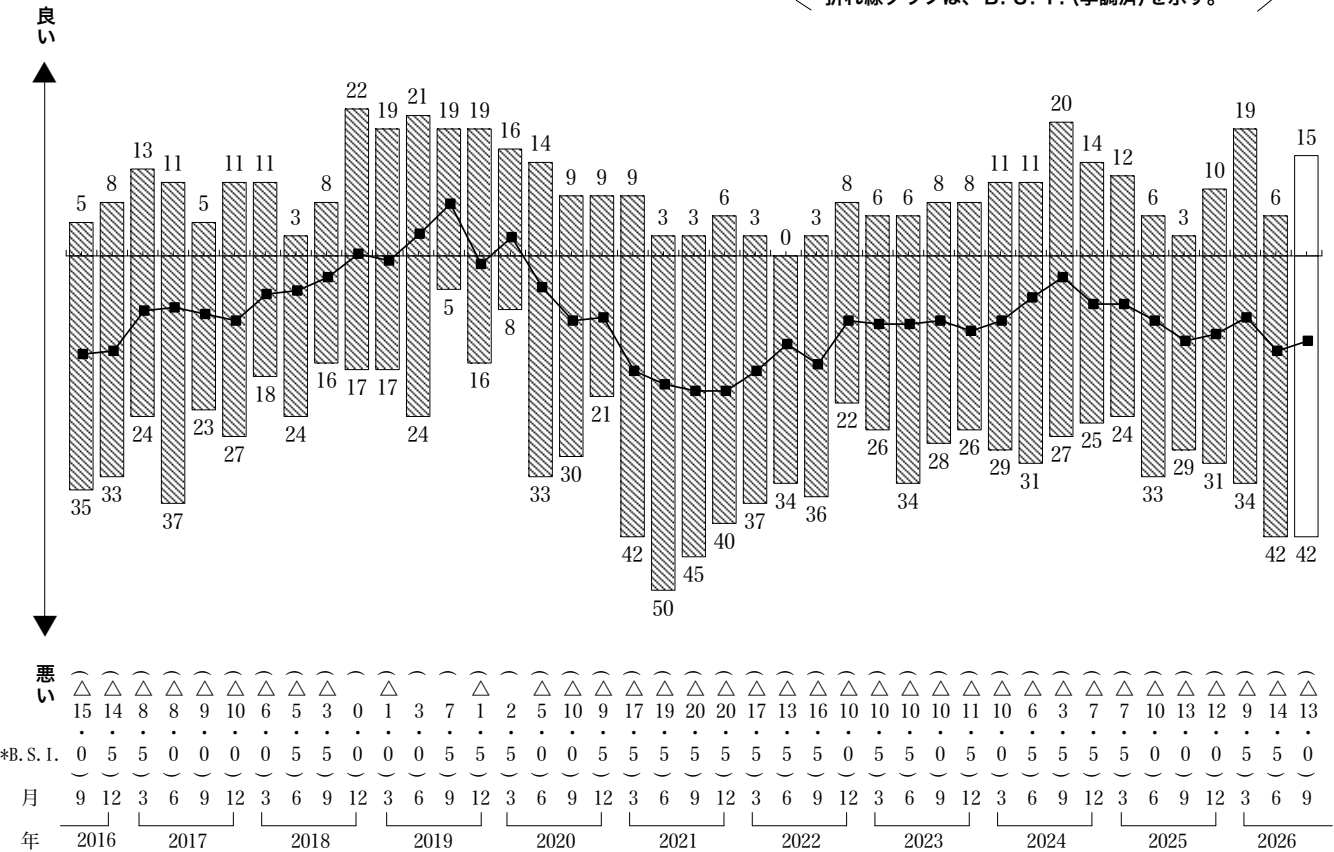
1. 概 観

項 目		前期	今期		来期	
		B.S.I. 値	推移方向 (前期比)	B.S.I. 値	推移方向 (今期比)	B.S.I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 9.5	↘	△ 14.5	↗	△ 13.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 16.0	↗	△ 1.0	↘	△ 18.5
	官 公 庁 工 事※	△ 18.5	↗	△ 6.0	↘	△ 16.0
	民 間 工 事※	△ 9.5	↗	△ 2.0	↘	△ 14.0
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	△ 2.5	↗	△ 2.0	↘	△ 6.5
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	0.0	↘	△ 1.5	↘	△ 3.0
	短 期 借 入 金※	2.0	↘	△ 3.5	↗	△ 3.0
	短 期 借 入 金 利	25.0	↘	19.0	↗	21.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 1.0	↘	△ 24.0	↘	△ 33.0
	資 材 の 価 格	35.5	↗	37.0	↗	40.5
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 29.0	↗	△ 22.0	↘	△ 36.5
	建設労働者の賃金	23.5	↗	24.0	↗	29.0
(7) 収 益	※	△ 20.5	↗	△ 16.0	↘	△ 22.0

(注) ・B.S.I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B.S.I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。
・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済) を示す。



Ⅱ. 中国地区の状況

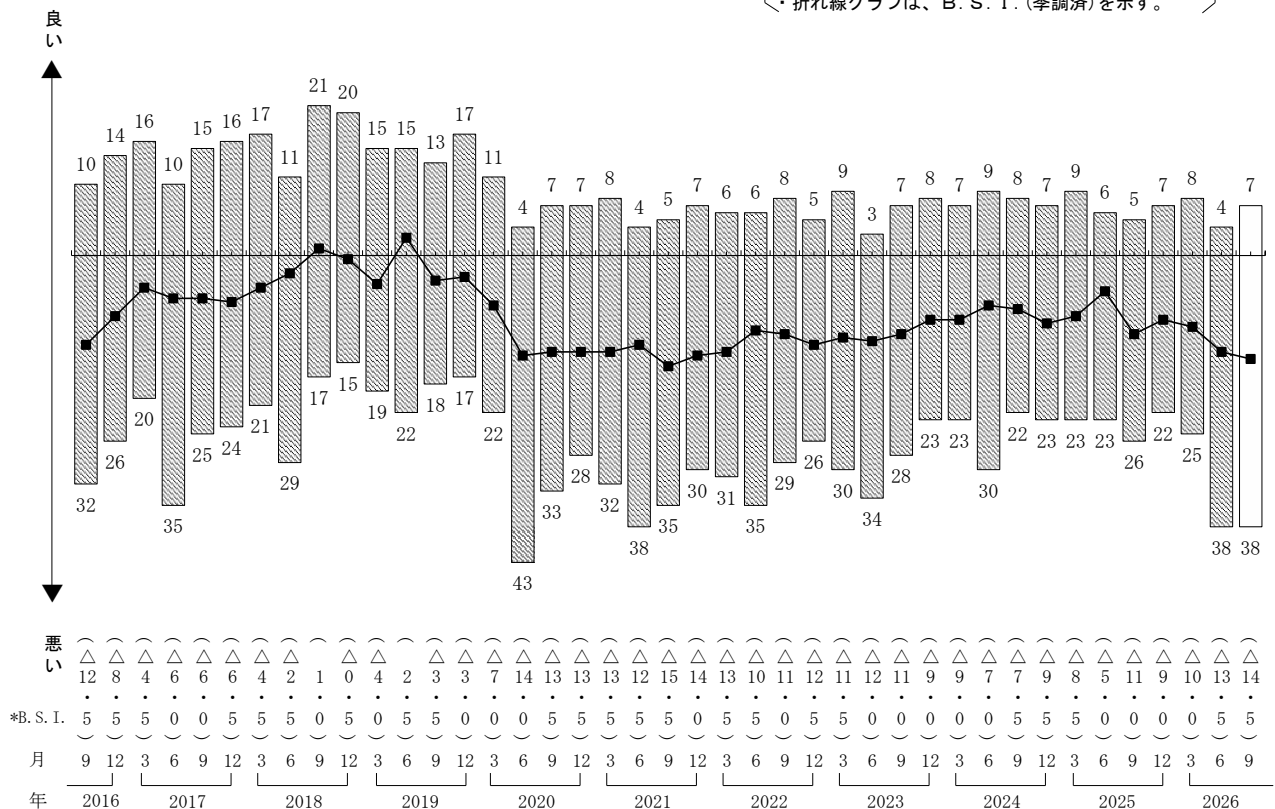
1. 概 観

項 目		前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 10.0	↘	△ 13.5	↘	△ 14.5
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 8.0	↘	△ 9.5	↘	△ 15.5
	官 公 庁 工 事※	△ 10.0	➡	△ 10.0	↘	△ 15.5
	民 間 工 事※	△ 5.5	↘	△ 9.0	↘	△ 12.0
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	0.5	↗	1.5	↘	△ 2.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	4.5	↘	4.0	↘	3.5
	短 期 借 入 金※	0.0	↘	△ 1.0	↘	△ 2.5
	短 期 借 入 金 利	25.0	↘	19.5	↘	18.5
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 3.5	↘	△ 26.5	↗	△ 26.0
	資 材 の 価 格	27.0	↗	39.0	↘	37.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 24.5	↗	△ 23.5	↘	△ 26.0
	建設労働者の賃金	23.5	↗	27.5	↘	26.5
(7) 収 益	※	△ 8.0	↘	△ 9.5	↘	△ 17.5

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比(%)を示す。
・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済)を示す。



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
<https://www.wjcs.net/keikyo/>

岡山県下公共工事の動向〈7月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

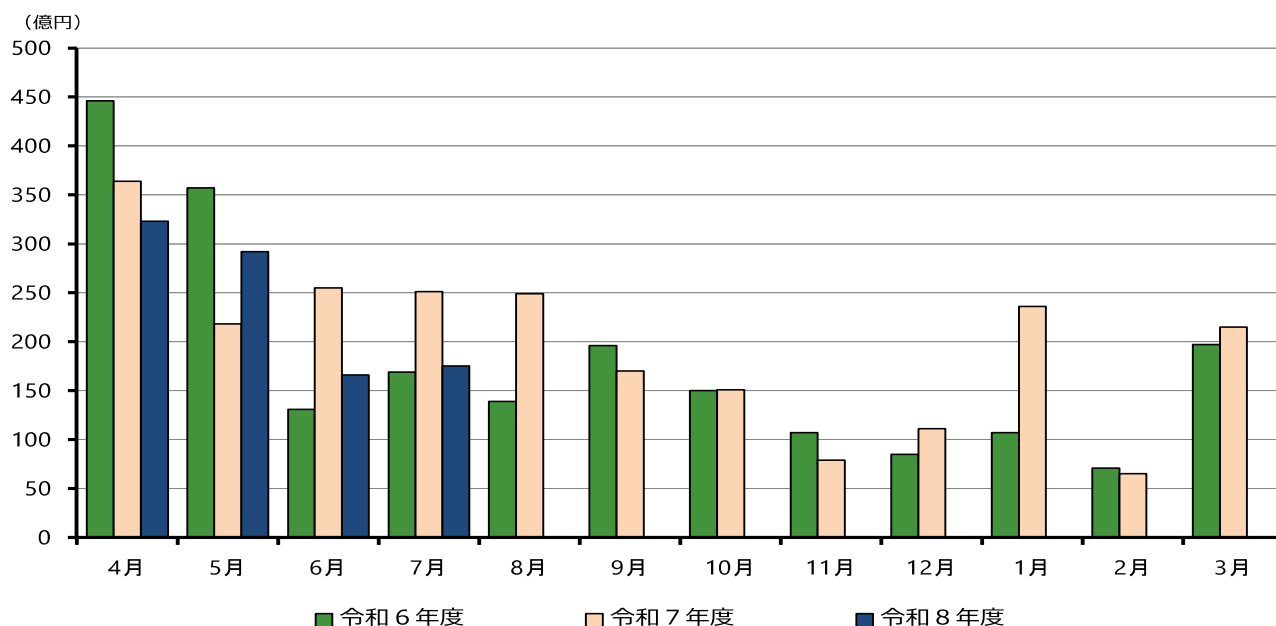
I. 単月（令和8年7月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	23	3,312	▲2	528	▲8.0%	19.0%
	独立行政法人等	6	292	▲2	▲1,641	▲25.0%	▲84.9%
	都道府県	152	4,521	▲6	401	▲3.8%	9.7%
	市町村	231	8,713	▲16	▲2,427	▲6.5%	▲21.8%
	その他公共的団体	6	747	1	▲4,456	20.0%	▲85.6%
合 計		418	17,587	▲25	▲7,595	▲5.6%	▲30.2%
令和7年度		443	25,183	50	8,260	12.7%	48.8%
令和6年度		393	16,922	17	▲953	4.5%	▲5.3%
令和5年度		376	17,876	39	1,629	11.6%	10.0%
令和4年度		337	16,247	▲18	▲58	▲5.1%	▲0.4%

月別請負金額の推移

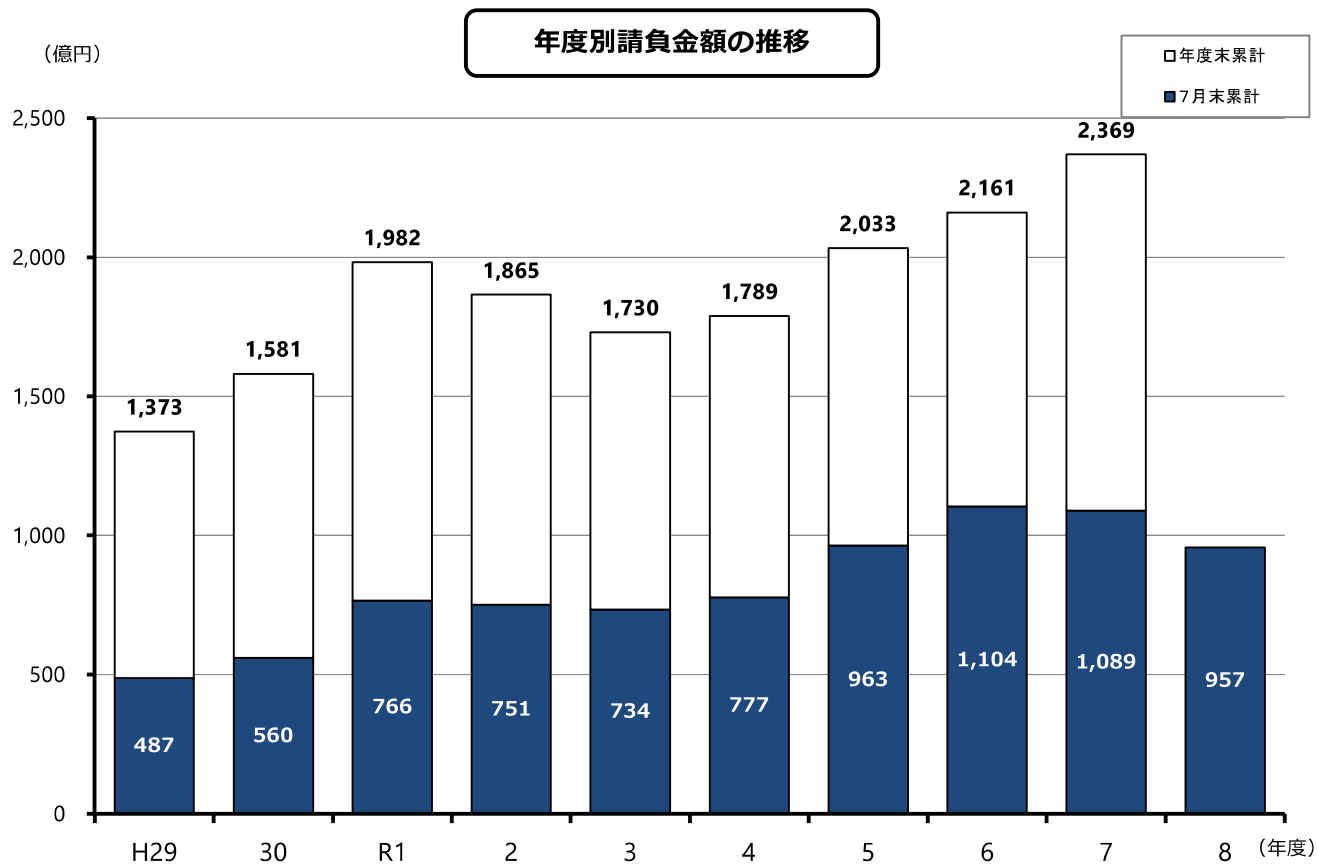


Ⅱ．累計（令和8年4月～令和8年7月）

1．全般の状況

（金額単位：百万円）

		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	83	9,653	▲3	▲2,145	▲3.5%	▲18.2%
	独立行政法人等	33	10,469	▲2	▲7,964	▲5.7%	▲43.2%
	都道府県	460	19,858	▲36	5,725	▲7.3%	40.5%
	市町村	613	52,505	▲82	4,121	▲11.8%	8.5%
	その他公共的団体	16	3,248	4	▲12,983	33.3%	▲80.0%
合 計		1,205	95,735	▲119	▲13,247	▲9.0%	▲12.2%
令和7年度		1,324	108,982	71	▲1,468	5.7%	▲1.3%
令和6年度		1,253	110,451	▲16	14,105	▲1.3%	14.6%
令和5年度		1,269	96,345	79	18,621	6.6%	24.0%
令和4年度		1,190	77,723	▲23	4,318	▲1.9%	5.9%



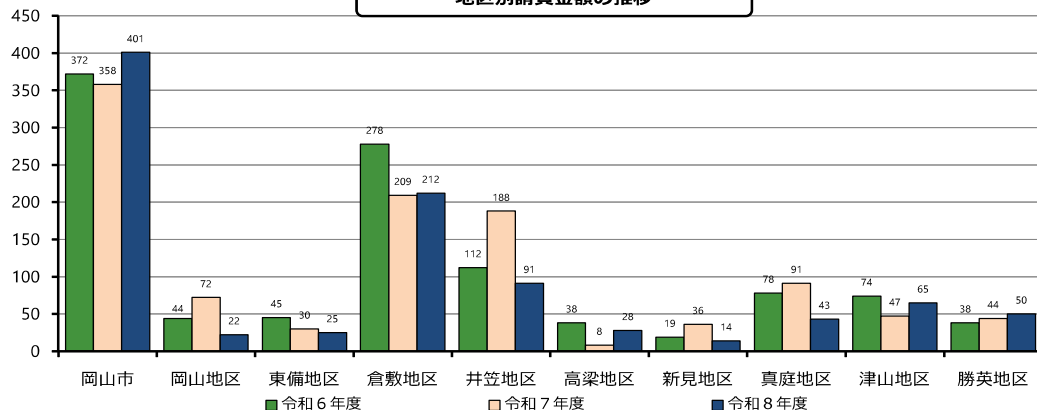
2. 地区別・発注者別請負金額の状況（前年同期比）

（金額単位：百万円）

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山市	40,195	4,316	12.0%	国	3,603	▲1,366	▲27.5%
				独法等	2,205	▲545	▲19.8%
				都道府県	6,851	3,026	79.1%
				市町村	26,653	7,280	37.6%
				その他	881	▲4,078	▲82.2%
岡山地区	2,245	▲5,009	▲69.0%	国	98	▲215	▲68.8%
				独法等	0	▲399	—
				都道府県	373	▲279	▲42.8%
				市町村	1,773	▲3,902	▲68.8%
				その他	0	▲211	—
東備地区	2,522	▲544	▲17.8%	国	890	671	306.7%
				独法等	26	▲1,766	▲98.5%
				都道府県	846	114	15.6%
				市町村	759	435	134.8%
				その他	0	0	—
倉敷地区	21,232	263	1.3%	国	2,265	▲142	▲5.9%
				独法等	411	▲1,378	▲77.0%
				都道府県	3,106	1,012	48.4%
				市町村	14,116	51	0.4%
				その他	1,332	720	117.7%
井笠地区	9,189	▲9,706	▲51.4%	国	1,733	▲1,295	▲42.8%
				独法等	1,360	650	91.5%
				都道府県	1,358	67	5.3%
				市町村	4,060	191	4.9%
				その他	676	▲9,320	▲93.2%
高梁地区	2,848	1,983	229.3%	国	0	▲144	—
				独法等	1,545	1,545	<
				都道府県	724	482	199.4%
				市町村	579	100	21.0%
				その他	0	0	—
新見地区	1,485	▲2,194	▲59.6%	国	115	45	65.5%
				独法等	42	▲1,636	▲97.5%
				都道府県	819	▲85	▲9.5%
				市町村	444	▲581	▲56.7%
				その他	64	64	<
真庭地区	4,395	▲4,728	▲51.8%	国	61	36	145.8%
				独法等	2,388	▲4,559	▲65.6%
				都道府県	1,286	10	0.9%
				市町村	659	▲216	▲24.7%
				その他	0	0	—
津山地区	6,591	1,824	38.3%	国	568	156	38.0%
				独法等	32	▲339	▲91.2%
				都道府県	3,369	1,683	99.9%
				市町村	2,544	699	37.9%
				その他	76	▲375	▲83.1%
勝英地区	5,028	548	12.3%	国	317	108	52.1%
				独法等	2,455	465	23.4%
				都道府県	1,122	▲307	▲21.5%
				市町村	915	64	7.5%
				その他	217	217	<
合 計	95,735	▲13,247	▲12.2%	国	9,653	▲2,145	▲18.2%
				独法等	10,469	▲7,964	▲43.2%
				都道府県	19,858	5,725	40.5%
				市町村	52,505	4,121	8.5%
				その他	3,248	▲12,983	▲80.0%

（億円）

地区別請負金額の推移



3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
1 0 0 0 万円未満	114	3,120	26	1,594	29.5%	104.5%
5 0 0 0 万円未満	816	30,703	▲121	▲5,941	▲12.9%	▲16.2%
1 億円未満	120	6,535	▲28	▲1,986	▲18.9%	▲23.3%
3 億円未満	45	3,370	9	1,006	25.0%	42.6%
中小計	1,095	43,730	▲114	▲5,326	▲9.4%	▲10.9%
5 億円未満	12	2,034	0	1,779	0.0%	697.5%
1 0 億円未満	13	928	▲7	551	▲35.0%	146.5%
1 0 億円以上	52	12,050	5	▲14,561	10.6%	▲54.7%
大手計	77	15,013	▲2	▲12,230	▲2.5%	▲44.9%
共同企業体	33	36,991	▲3	4,310	▲8.3%	13.2%
合 計	1,205	95,735	▲119	▲13,247	▲9.0%	▲12.2%

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
土 木	666	39,417	▲120	▲7,315	▲15.3%	▲15.7%
建 築	113	20,124	▲28	▲10,499	▲19.9%	▲34.3%
電 気	84	6,107	4	▲1,391	5.0%	▲18.6%
管	57	3,981	8	▲5,431	16.3%	▲57.7%
測量・調査・設計	228	3,433	19	757	9.1%	28.3%
その他	57	22,671	▲2	10,633	▲3.4%	88.3%
合 計	1,205	95,735	▲119	▲13,247	▲9.0%	▲12.2%

(建退共だより)

CCUS活用・建退共電子申請連携実践セミナー

CCUS活用工事実施要領改正への対応、CCUS能力評価制度、現場登録から施工体制登録、建退共電子申請との連携までを実際の画面を用いて、説明会を実施しました。

県活用工事への対応や、CCUSを活用した、建退共掛金納付をこれから始める事業者を中心に、17社23名の方々にご参加いただきました。

◆セミナーの概要

- ①開催日時 令和8年7月21日(火) 9:30~15:30
- ②開催場所 岡山建設会館4階(岡山市北区平和町5-10)
- ③対象者 建退共の共済契約者17社(23名)
- ④内容 午前の部: 岡山県CCUS活用工事実施要領改正、CCUS運用実践 等
午後の部: 建退共電子申請制度の概要、電子申請システムの実践操作 等



午前の部(CCUS)



午後の部(建退共)

第194回 工期遅延に伴う損害賠償トラブルとリスク管理のポイント

●相談内容●注文者から依頼された工事において、悪天候の継続や資材の納入遅延、施主からの追加要望が重なり、当初予定していた工期に遅れが生じてしまいました。工事自体は完了し無事に引き渡したのですが、発注者から「工期遅延のせいで店舗のオープンが遅れ、営業損害が発生した」「契約書に基づいて遅延損害金（違約金）を差し引いて代金を支払う」と言われています。現場の不可抗力や双方の都合による遅延であっても、施工側がすべての損害を負担しなければならないのでしょうか。どのような予防策・対応をとるべきでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

以前、追加変更工事の場合の事例を解説しましたが、遅延になった場合もトラブルが生じる典型例です。

工期遅延における法的責任と発生要件

建設工事において、定められた工期までに引き渡しができない場合、施工側は原則として債務不履行責任を負うことになります。発注者から遅延損害金（違約金）を請求されたり、生じた損害の賠償を求められたりするリスクがあります。

しかし、工期が遅れたからといって、無条件にすべての責任を施工側が負うわけではありません。遅延の原因が施工側の責めに帰すべき事由がないとき、不可抗力（天災地変など）や発注者側の都合による遅延の場合には責任を負わないことになります。

もっとも実務上、「何が原因でどれだけ遅れたのか」「その原因はどちらの責任か」をめぐり、お互いの主張が対立して泥沼の争いになるケースが非常に多く見られます。

立証上の問題とリスク低減策

工期遅延トラブルにおいて、引き渡し後に施工側が「悪天候のせいだった」「施主の指示待ちがあったからだ」と主張しても、証拠がなければ客観的に認められません。

後から巨額の遅延賠償を請求されるリスクを低減し、適切に対処するためには、契約時の対策及び遅延が発生した「その瞬間」の対応と記録が不可欠です。

まず、契約締結の段階で、契約書に「不可抗力（天災、資材難等）による工期延長」や「発注者の都合による工期延長」に関する条項が明記されているか確認します。また、遅延損害金の計算方法や上限額について、施工側にとって不当に不利な内容になっていないか事前に精査しておくことが重要です。

そして実際に天候不良や資材遅延、追加工事の発生などにより工期に遅れが生じることが判明した段階で、速やかに発注者へ連絡・協議を行い、工期延長に関する合意書を交わすことが鉄則です。「〇月〇日までの工期延長を認める」「本延長に伴う遅延損害金は発生させない」といった旨を書面で残しておくことで、引き渡し後のペナルティ請求を防ぐことができます。

適切な対応でトラブル防止を

工期遅延に伴うトラブルは、現場の監督や職人が「最終的に挽回できるだろう」「施主も事情を分かってくれているはずだ」と楽観視し、報告や手続きを後回しにすることで深刻化します。

損害賠償請求への対応や、契約書の作成・リーガルチェック、工事請負契約書の条項整備などでお悩みがあれば、ぜひ弁護士にご相談ください。

さらに新しくなった！ 建設共済保険制度の 10 のポイント！

《 ニューバージョン 》

公益財団法人 建設業福祉共済団

ポイント1 掛金の安さと手厚い補償（最高 7,000 万円）

国の労災保険で障害 8 級～14 級までは被災者に応分の補償がなされていることを前提に、建設共済保険は上乗せ補償を死亡と重度の障害(1 級～7 級)に絞り、安い掛金で手厚い補償(保険金区分 7,000 万円 ～ 1,000 万円)を実現しています。

年間完成工事高契約の掛金は J V 工事や海外工事の売上を控除して算定します。

21 年ぶりに 5,000 万円、4 年半ぶりに 6,000 万円と 7,000 万円を新設しました。令和 6 年度に 5,000 万円の加入数は 1,000 社に達しています。

新規契約時から無事故割引率(年間完成工事高に応じて 70%～12%)が適用されます。

ポイント2 当財団の保険と労災給付や見舞金等との関係

①障害 8 級以下は国の障害給付で、②国の療養給付でカバーされない入院・通院費の日額相当額は障害給付の特別支給金で、③休業している期間についても国の休業給付で、④国から補償がなされるまでの間は見舞金や立替払いでつなぐなどで、対応可能となっています。

ポイント3 保険金は速やかにご契約者に

保険金は半分が被災者補償、半分が諸費用補償としてご契約者へ速やかに支払われます。

特に最大の特長である諸費用補償保険金は、被災者に対する追加的補償のほか、企業防衛のためにご契約者が負担する諸費用にもご使用いただけます。下請の事故も補償されます。

ポイント4 割戻金で掛金がさらに安く

保険事業の決算で剰余金が生じた場合、令和 4 年度からスタートした「契約者割戻金」により 3 年平均して還元されることで、掛金の実質負担がさらに軽減されます。

また、令和 6 年度分が 28.52%(※)の割戻率で割戻金が支払われたのに続き、令和 7 年度の割戻率は 30.88%となりました。令和 8 年度、9 年度まで割戻金が支払われることも確定しています。 ※ 契約者割戻基準保険料に対する割戻率 [参考] 令和 4 年度実績：20.53%、令和 5 年度実績：16.46%

ポイント5 割戻金とセットにした「1,000万円プラス運動2.0」共済団の安い掛金で

契約者割戻金が直近では掛金の25%相当額が支払われている実績にあることから、掛金負担が実質的に大幅に軽減される役割を担う契約者割戻金とセットにして1,000万円ずつ積み上げていく『保険金区分1,000万円プラス運動2.0』も念頭にご検討いただく際には、関係請負事業所から被災者に支払われた金額が平均2,893万円であることもご参考の上、保険金区分を適宜ご選択ください。現在ご加入の保険から移行するか、その契約に重ねて建設共済保険に加入する併用加入が、諸費用補償や当財団の多様なサービスを受けることができ、お勧めです。

ポイント6 一日も早く保険の備えを拡充できる期中増額と割戻金

契約更新月を待たずにいつでも保険金区分を増額することができます。その際に割戻金が補助金的役割を果たします。

ポイント7 すべての企業が参画できる当財団の建協応援賛助金

主力である建設共済保険の加入はもとより、共済の精神に立脚して、企業規模にかかわらず、すべての企業が当財団の制度に参画できる環境を整備しています。子会社が建設共済保険に加入の場合は、賛助金を拠出する企業も加入とみなす予定です。

ポイント8 現場に役立つ労働安全衛生推進事業

1. 安全衛生用品の頒布

契約者の年間の掛金に応じて安全衛生用品が毎年送付されます。

2. 女性の就労環境向上のための助成

女性専用トイレ・専用更衣室の導入費用をそれぞれ最大10万円まで助成しています。

ポイント9 被災者の子供に返済不要の奨学金

当財団から保険金の支払いのあった被災者(死亡・障害・傷病1級～3級)のお子さんに対して要保育期間及び小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を給付しています。

ポイント10 営利を目的としない公益法人の保険

当財団は内閣府の認定を得た公益財団法人であり、営利を目的としておりません。

剰余金(保険事業で生じた利益)はすべてご契約者に還元するとともに、主に都道府県建設業協会に対して地震等の見舞金や義援金を拠出しています。

当財団は「契約者と業界の発展のために」を基本目標に55年以上安心をお届けしています。

お問い合わせ先：公益財団法人 建設業福祉共済団 03-3591-8451

<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設業 総合補償制度のご案内

毎月の中途加入も可能です!!



低廉な掛け金で工事に起因するリスクを包括的に補償します!

補償制度の特徴

1 会員専用の補償制度で 保険料が割安

割安

会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより個別
加入と比較して低廉な保険料



2 年間包括契約方式で 加入手続きが簡単

簡単

保険期間内の工事全てが補償の対象となり
工事ごとに保険を手配する必要がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)



3 無料法律相談

安心
サポート

補償制度加入者限定のサービスと
して建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます



4 自社所有建機等も カバー

幅広い

工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能!!



事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万が一、事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。

※詳細は「パンフレット」をご覧ください。

●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0835

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

「みんなで防ごう交通事故県民運動」

【運 動 期 間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日

【スローガン】 守ろう交通ルール、高めよう交通マナー

【重 点 目 標】 (1) 全ての道路利用者の交通ルール遵守の徹底
(2) 思いやりとゆずり合いによる交通マナーアップ
(3) 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底
(4) こどもと高齢者等の安全な通行の確保

ドライバーの皆さんへ

- 信号機のない横断歩道における歩行者優先
- 信号、合図の遵守、車間距離の保持
- 制限速度はもとより道路状況に応じたスピードダウンの実践
- スマートフォン等の使用等による「ながら運転」の禁止
- 日没前のライト点灯と対向車や先行車がない場合のハイビームの活用
- 全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用
- 思いやり、ゆずり合い運転の実践と運転への集中

自転車の皆さんへ

- 自転車は「車両」であり、自転車利用者は車両の運転者としての責任を自覚して交通ルールを遵守

【自転車安全利用五則】

- ① 車道は原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライト点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

- 県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて高いこと等を踏まえて、被害の軽減を図り、命を守る観点からヘルメットを着用
- 自転車損害賠償責任保険（共済）への加入
- 酒気帯び運転及びスマートフォン等の使用等「ながら運転」の禁止（令和6年11月1日改正道路交通法施行）
- 自転車への反則通告制度（青切符）の導入（令和8年4月1日改正道路交通法施行）

歩行者の皆さんへ

- 走行車両の直前直後の横断の禁止と横断歩道の使用
- 道路横断時の安全確認の徹底
- LEDライト、夜光反射材等の活用
- 横断歩道の横断時には、接近車両への「アイコンタクト」「手上げ」により、横断の意思表示を実践

協 会 日 誌

- 8. 7. 1 第11回「おかやまの土木・建築」魅力発信協議会
- 8. 7.10 建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰（東京）
- 8. 7.13 協会研修会
- 8. 7.21 CCUS活用・建退共電子申請連携実践セミナー
- 8. 7.24 建設事業関係功労者等岡山県知事表彰
- 8. 7.27 岡山河川事務所長との意見交換
- 8. 7.27 中国地方整備局企画部長との意見交換
- 8. 7.27 見坂茂範参議院議員との意見交換会
- 8. 7.28 国土交通省との意見交換

地産地消♪サラダ

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp